

令和7年第1回定例会

議案参考資料

令和7年1月30日

議案参考資料目次

議案第1号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	1
議案第2号	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議案第3号	埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	10
議案第4号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	12
議案第6号	令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第7号	令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算……………	別冊
議案第8号	令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊

議案第 1 号参考資料

件 名	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
根拠法令等	刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）
<p>【趣 旨】</p> <p>刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮が廃止となり、これらに代わるものとして拘禁刑が創設されることに伴い、所要の規定を整備するため、関係条例の整理に関する条例を制定するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>制定内容は次のとおりである。</p> <p>第 1 条 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和 5 年広域連合条例第 1 号）の規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第 2 条 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年広域連合条例第 2 号。以下「議会条例」という。）の規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>また、議会条例で引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の改正により条項にずれが生じるため、新たな条項に改める。</p> <p>第 3 条 埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 5 年広域連合条例第 3 号）の規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p>	
施 行 日	令和 7 年 6 月 1 日 ただし、第 2 条中条項のずれに対応する改正は、令和 7 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正

新	旧
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前に おいて旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録さ れた旧条例第2条第4号に規定する個人情報ファイル（その全部又 は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行 後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金 に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施 行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定 する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正 な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁 刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前に おいて旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録さ れた旧条例第2条第4号に規定する個人情報ファイル（その全部又 は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行 後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に 処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施 行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定 する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正 な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役 又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>6・7 (略)</p>

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正

新	旧						
<p>(定義) 第2条 (略) 2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限) 第13条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(定義) 第2条 (略) 2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限) 第13条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>						
<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1029 1870 1452 2074">第39条第1項第1号</td> <td data-bbox="1029 1601 1452 1870">又は第13条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき</td> <td data-bbox="1029 1120 1452 1601">第13条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に</td> </tr> </table>	第39条第1項第1号	又は第13条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき	第13条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に	<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1029 929 1452 1120">第39条第1項第1号</td> <td data-bbox="1029 660 1452 929">又は第13条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき</td> <td data-bbox="1029 183 1452 660">第13条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規</td> </tr> </table>	第39条第1項第1号	又は第13条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき	第13条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規
第39条第1項第1号	又は第13条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき	第13条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に					
第39条第1項第1号	又は第13条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき	第13条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規					

新	旧
<p>規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき</p> <p>(略)</p>	<p>定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき</p> <p>(略)</p>
<p>第54条 議会の職員若しくは職員であった者、第10条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第54条 議会の職員若しくは職員であった者、第10条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

第3条 埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

新	旧
<p>(罰則)</p> <p>第18条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者（この条例の施行の際現に旧情報公開審査会の委員である者又は施行日前において旧情報公開審査会の委員であった者を除く。）は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第18条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者（この条例の施行の際現に旧情報公開審査会の委員である者又は施行日前において旧情報公開審査会の委員であった者を除く。）は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

議案第 2 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)
<p>【趣 旨】</p> <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「法」という。)の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>制定内容は次のとおりである。</p> <p>第 1 条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年広域連合条例第6号)の規定中、残業免除の対象を3歳未満の子を養育する職員から小学校就学前の子を養育する職員に拡大するよう改める。</p> <p>第 2 条 法改正により、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成19年広域連合条例第19号)で引用する条項にずれが生じるため、新たな条項に改める。</p>	
施 行 日	令和7年4月1日
【その他参考事項】	

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせはならない。</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合</u>には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づき臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせはならない。</p> <p>3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合</u>には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第2項に規定する勤務をさせはならない。</p> <p>4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をい</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせはならない。</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合</u>には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づき臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせはならない。</p> <p>3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合</u>には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第2項に規定する勤務をさせはならない。</p> <p>4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をい</p>

新	旧
<p>う。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者」とあり、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該要介護者の業務を講ずることが著しく困難である」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>う。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該要介護者の業務を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p>

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第61条の2第20項に規定する介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合)にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合)にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>

議案第 3 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	令和 6 年人事院勧告（令和 6 年 8 月 8 日）
<p>【趣 旨】</p> <p>令和 6 年人事院勧告において、全ての職員の俸給表を引上げ改定するよう示されたこと、また埼玉県の「会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成 31 年埼玉県条例第 6 号。以下「県条例」という。）」の一部改正に倣い、埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下、「報酬条例」という。）の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>主な改正内容は次のとおりである。</p> <p>別表第 1 会計年度任用職員に支払う報酬額の上限の基礎となる月額について、県条例と同様の改正を行う。</p> <p>「栄養士」及び「保健師、看護師」については、埼玉県の「職員の給与に関する条例（昭和 27 年埼玉県条例第 19 号）」別表中一級を参照しているものを二級に改める。</p> <p>また、全ての職種において、給料月額に 100 分の 25 を乗じて得た額を加えるよう改める。</p> <p>附則 別表第 1 の改正を令和 6 年 4 月 1 日から適用させるとともに、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなすことを規定する。</p>	
施 行 日	公布の日（別表の改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用）
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例新旧対照表

新	旧																
<p>(勤勉手当) 第7条 (略) 2 (略) 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める支給割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、給与条例第19条の4第2項第1号で定める割合（以下第5項において「割合」という。）を乗じて得た額を超えてはならない。 4～6 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栄養士</td> <td>給与条例別表第四医療職給料表ロ医療職給与表（二）に定める二級における最高の給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額</td> </tr> <tr> <td>保健師、看護師</td> <td>給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給与表（三）に定める二級における最高の給料月額及びその給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額</td> </tr> <tr> <td>前記以外の職</td> <td>給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の給料月額及びその給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額</td> </tr> </tbody> </table>	職種	月額	栄養士	給与条例別表第四医療職給料表ロ医療職給与表（二）に定める二級における最高の給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額	保健師、看護師	給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給与表（三）に定める二級における最高の給料月額及びその給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額	前記以外の職	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の給料月額及びその給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額	<p>(勤勉手当) 第7条 (略) 2 (略) 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める支給割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、給与条例第19条の4第2項第1号で定める割合（以下第5項において「割合」という。）を乗じて得た額を超えてはならない。 4～6 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栄養士</td> <td>給与条例別表第四医療職給料表ロ医療職給与表（二）に定める二級における最高の給料月額</td> </tr> <tr> <td>保健師、看護師</td> <td>給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給与表（三）に定める二級における最高の給料月額</td> </tr> <tr> <td>前記以外の職</td> <td>給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の給料月額</td> </tr> </tbody> </table>	職種	月額	栄養士	給与条例別表第四医療職給料表ロ医療職給与表（二）に定める二級における最高の給料月額	保健師、看護師	給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給与表（三）に定める二級における最高の給料月額	前記以外の職	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の給料月額
職種	月額																
栄養士	給与条例別表第四医療職給料表ロ医療職給与表（二）に定める二級における最高の給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額																
保健師、看護師	給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給与表（三）に定める二級における最高の給料月額及びその給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額																
前記以外の職	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の給料月額及びその給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額																
職種	月額																
栄養士	給与条例別表第四医療職給料表ロ医療職給与表（二）に定める二級における最高の給料月額																
保健師、看護師	給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給与表（三）に定める二級における最高の給料月額																
前記以外の職	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の給料月額																

議案第 4 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
<p>【趣 旨】</p> <p>令和 7 年度以降の保険料に関し、所得の少ない被保険者に対する被保険者均等割額に係る軽減判定の所得基準を引き上げるため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>(1) 保険料の被保険者均等割額に係る軽減判定基準の変更 令和 7 年度以降の保険料の軽減対象となる所得基準額を算出するための被保険者の数に乗じる金額を、5 割軽減については 2 9 万 5 千円から 3 0 万 5 千円に、2 割軽減については 5 4 万 5 千円から 5 6 万円に引き上げる。</p> <p>(2) 経過措置 改正後の条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>	
施 行 日	令和 7 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>30万5,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の</p>	<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>29万5,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の</p>

新	旧
<p>保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされな い被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世 帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項 に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して 計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数 から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当 該世帯に属する被保険者の数に<u>5.6万円</u>を乗じて得た金額を加算し た金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係 る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされな い被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世 帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項 に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して 計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数 から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当 該世帯に属する被保険者の数に<u>5.4万5,000円</u>を乗じて得た金 額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の 保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p>